

参政権くじ引き制はエピストクラシーか ——エピストクラシーの再定義

山口 晃人

要旨

「参政権くじ引き制 (enfranchisement lottery)」は、有権者全員に選挙権を与えるのではなく、一部の人々を無作為抽出し、能力開発訓練を施した上で、彼らだけに選挙権を与える選挙制度である。参政権くじ引き制は、知者により多くの政治的な意思決定権を与える「エピストクラシー (epistocracy)」の一種とみなされ、主にエピストクラシー論の文脈で議論されてきた。本稿では、こうした通説的見解に対し、(1) 参政権くじ引き制をエピストクラシーとみなすことは適切ではないこと、そして、(2) 政治制度にくじ引きの要素を組み込む「ロトクラシー (lottocracy)」の一種として理解すべきであることを論じる。

キーワード：参政権くじ引き制、普通選挙、エピストクラシー、ロトクラシー、アゲインスト・デモクラシー

はじめに

本稿の主題は、「参政権くじ引き制 (enfranchisement lottery)」である⁽¹⁾。参政権くじ引き制は、ローバス＝ゲーラ (López-Guerra 2011, 2014) が提案した制度で、有権者全員に選挙権を与えるのではなく、一部の人々を無作為抽出し、能力開発訓練を施した上で⁽²⁾、彼らだけに選挙権を与える。参政権くじ引き制では、より良い情報を持った投票者が生み出され、選挙結果の質が改善されることが期待される (López-Guerra 2011: 211-2)。

参政権くじ引き制は、普通選挙に挑戦するラディカルな提案であり、それ自体として興味深いものである。しかしながら、それ以上に興味深いのは、参政権くじ引き制が現代デモクラシー

(1) 「投票権くじ」とも訳されるが (瀧川 2021, 2022)、本稿では他の用語も含め、『アゲインスト・デモクラシー (上) (下)』(Brennan 2016 = 2022) の訳語に従うことにした。

(2) ローバス＝ゲーラは、能力開発訓練の詳細を述べることを意図的に避けているが、参加者同士が対面で熟議したり、候補者や政策専門家、党首などの説明に耳を傾けたりすることが能力開発訓練に含まれることを示唆している (López-Guerra 2011: 213)。

論において占めている位置である。

現代デモクラシー論では、既存の選挙デモクラシーに対する2つの対抗馬が注目されている。一つは、一部の知者により多くの政治的な意思決定権を与える「エピストクラシー (epistocracy)」である (e.g. Brennan 2016 = 2022)。エピストクラシー論者は、道具的価値 (意思決定手続きの帰結に関わる価値) の観点から、有権者の政治的無知を問題視し、人々が政治的な意思決定に平等な影響力を持つデモクラシーよりも、知識に応じて不平等に影響力が分配されるエピストクラシーの方が望ましいと主張する。具体的には、普通選挙ではなく、試験などで一定の知識水準を認められた人だけに投票権を与える「制限選挙 (restricted suffrage)」の導入などが提案されている。

もう一つは、意思決定にくじ引きの要素を組み込む「ロトクラシー (lottocracy)」である (e.g. Guerrero 2014)。ロトクラシー論者も、エピストクラシー論者と同様に、既存の選挙デモクラシーを批判するが、人々が平等な影響力を持つというデモクラシーの基本理念には必ずしも反対しない。ロトクラシー論者は、平等な影響力の分配方式として、くじ引きを取り入れることを主張し、立法府の代表者をくじ引きで選ぶ「抽選制議会」などを提案する。

参政権くじ引き制は、その名の通り、選挙制度にくじ引きの要素を組み込むものなので、ロトクラシーの一種であると考えるのが自然である (Umbers 2021)。しかしながら、実際に参政権くじ引き制が注目を集めたのは、エピストクラシーの文脈であった。

まず、ロトクラシーの文脈を見てみると、参政権くじ引き制に関する議論は概して低調である。参政権くじ引き制を主題的に扱ったロトクラシー研究は、管見の限り、アンバーズ (Ibid.) と瀧川 (2021: 37-47, 2022: 136-57) のみである。ロトクラシー論では、抽選制議会に関心が集中し (Gastil and Wright 2019, Guerrero 2014, Landemore 2020, ヴァン・レイブルック 2019, 岡崎 2022, 山口 2020)、投票者をくじ引きで選ぶ「参政権くじ引き制」はほとんど見向きもされなかった。

一方、参政権くじ引き制は、エピストクラシーの文脈で脚光を浴びている。参政権くじ引き制は、無作為抽出され、能力開発訓練を施された (知識のある) 市民にのみ選挙権を与え、それ以外の (無知な) 市民の参政権を剥奪する点で、エピストクラシー的である。この点に着目したブレナンは、制限選挙などとともに、参政権くじ引き制をエピストクラシーの一種として、『アゲインスト・デモクラシー』で取り上げた (Brennan 2016: 214-5 = 2022: 下巻 118-21)。それを機に、参政権くじ引き制は一躍、エピストクラシー論の文脈で注目されるようになる (Brennan 2018, 2022, Fumagalli 2023, Malcolm 2022, Méndez 2022, Ziliotti 2020: 419, 福家 2022: 145-7)。

上記の状況を背景として、本稿では、2つのことを行う。第一に、参政権くじ引き制をエピストクラシーとみなす通説に反論する。参政権くじ引き制がエピストクラシーとみなされることで、エピストクラシーの立場が不当に強化されるだけでなく、エピストクラシーとデモクラシーの境界が不明瞭になっている。参政権くじ引き制をエピストクラシーから排除することで、エピストクラシーとデモクラシーの論争をより適切に評価することができるはずである。第二

に、参政権くじ引きをロトクラシーの一種とみなしても問題がないことを示す。第4節で見るように、参政権くじ引き制は、ロトクラシーとは似て非なるものとみなされ批判されてきたが、そうした批判は当たらないと論じる。つまり、本稿では、参政権くじ引き制の積極的な擁護は行わず、その理論上の位置づけに議論を限定する。

以下での検討のために、下記の通り、本稿の用語を定義する。なお、これらの定義は、先行研究の議論をベースにした暫定的定義であり、エピストクラシーについては、第3節でより適切な定義を提示する。

ロトクラシー：意思決定手続きの重要な構成要素として、くじ引きの要素を含む立法システム
エピストクラシー：意思決定手続きにおいて、知者により多くの影響力を与える立法システム
参政権くじ引き制：有権者の一部を無作為抽出し、能力開発訓練を施した上で、彼らだけに選挙権を与える制度

本稿の構成は以下の通りである。第1節では、参政権くじ引き制が、様々な批判に免疫を持つ、強力なエピストクラシー構想とみなされてきたことを確認する。第2節では、参政権くじ引き制がエピストクラシーとみなされた経緯を明らかにする。第3節では、参政権くじ引き制はエピストクラシーとみなすべきでない論じる。第4節では、ロトクラシーを擁護しつつ、参政権くじ引き制をエピストクラシーとして批判する福家（2019, 2022）への応答を試みる。

1. なぜ参政権くじ引き制が注目されるのか

参政権くじ引き制は、エピストクラシー論の文脈で注目を集めている。それは、参政権くじ引き制が、様々なエピストクラシー批判に免疫を持つロトクラシー的なエピストクラシーとみなされてきたからだ。例えば、参政権くじ引き制は、「人口構成に基づく反論（demographic objection）」を回避する（Brennan 2016: 215 = 2022: 下巻120, 2018: 58-9, 2022: 48）。人口構成に基づく反論は、知識に応じて参政権を不平等に分配するエピストクラシーでは、参政権が少なく分配される人々が特定の人口統計的集団に偏る結果、その集団の利益が十分に意思決定に反映されなくなるという批判である。この批判は、エストランドによって提出され（Estlund 2008: Chap. 11）、エピストクラシーに対する「最も強力な反論の一つ」（Brennan 2018: 54）とされる。しかしながら、参政権くじ引き制には、この反論は当たらない。なぜなら、投票者が母集団から無作為抽出で選ばれるため、十分な人数が選ばれている限り、投票者と母集団の人口構成はほとんど変わらないと考えられるからである。

また、参政権くじ引き制は、公正や平等といった非道具的価値（意思決定手続きの帰結に関わらない価値）の観点からの批判も回避するとされる。例えば、エストランドは、（一定の知識水準を認められた人々により多くの票を与える）複数投票制などのエピストクラシー構想を

批判する一方、無作為抽出された人にだけ投票を認める制度は、「特に不快な点やデモクラシーの道徳的精神に反する点があるとは思わない」と述べている (Estlund 2008: 182)。

2. なぜエピストクラシーであると考えられたのか

本節では、参政権くじ引き制がエピストクラシーとみなされるに至った経緯を確認する。

参政権くじ引き制が最初に提案されたローベス＝ゲーラの論文 (López-Guerra 2011) では、「参政権くじ引き制は、普通選挙の民主的な代替案」(Ibid.: 213; 傍点原文イタリック) とされており、それを (デモクラシーと必ずしも対抗関係にない) ロトクラシーの一種であると考えられることはあっても、(デモクラシーと対抗関係にある) エピストクラシーの一種と捉える余地はない。実際、ロトクラシーの文脈から、参政権くじ引き制を主題的に扱うアンバーズ (Umbers 2021) と瀧川 (2021: 37-47, 2022: 136-57) は、いずれも同論文を引用している⁽³⁾。

それでは、なぜ参政権くじ引き制はエピストクラシーとみなされたのか。その原因は、上述の論文 (López-Guerra 2011) が修正の上再録されたローベス＝ゲーラの著書 (López-Guerra 2014) にある。同書では、参政権くじ引き制が「貴族政的な (aristocratic)」制度として位置づけられている。

対照的に、私の抽選制のポイントは、まさに万人の判断をより良いもので置き換えることだ。従来の貴族政の方式は、最も有能な人物を選別する (screening) ことでこれを実現する。参政権くじ引き制は、別の方法で進める: つまり、最も有能な者を育成する (breeding) のである。この2つの方式は、結局のところ、最も有能な者のみを参加させるので、貴族政的とみなされるのである。(Ibid.: 26; 傍点原文イタリック)

すなわち、知者を選別する制度と同様に、知者を育成する参政権くじ引き制もまた、知者にだけ投票権を与えるエピストクラシーであるとされる⁽⁴⁾。これは、「普通選挙の民主的な代替案」という元論文での扱いとは全く対照的である。

こうした変化は、ローベス＝ゲーラの著書の構成に関係していると思われる。同書のタイトルは、『デモクラシーと参政権剥奪』(López-Guerra 2014) であり、未成年者、精神障害者、外国人居住者、在外国民、重罪人等について、参政権剥奪が正当化可能であるかが検討される。その中で、参政権くじ引き制は、「無知であることを理由に、まともな成人を排除することは正当化される」という命題の論拠とされ (Ibid.: 3)、この命題を扱う第2章のタイトルは「無

(3) ただし、アンバーズは『デモクラシーと参政権剥奪』(López-Guerra 2014) も引用している。

(4) 「ローベス＝ゲーラは、自分のシステムをエピストクラシー的であるとみなしていることを認めるが、「貴族政的」というラベルの方が良いと考えている、とメールで述べている」(Brennan 2018: 59n4)。

知に基づく参政権剥奪」である。

そして、この変化が、参政権くじ引き制がエピストクラシーとして扱われる素地を作ったと考えられる。参政権くじ引き制がエピストクラシー論で注目される契機となったブレナンの『アゲインスト・デモクラシー』（Brennan 2016 = 2022）では、元の論文（López-Guerra 2011）も参照されているが⁽⁵⁾、管見の限り、後続のエピストクラシー研究（Brennan 2018, 2022, Fumagalli 2023, Ingham and Wiens 2021, Malcolm 2022, Méndez 2022, Ziliotti 2020, 福家 2019, 2022）は、いずれも著書（López-Guerra 2014）しか引用していない。

つまり、ローペス＝ゲーラの記述が、論文（López-Guerra 2011）から著書（López-Guerra 2014）の間で、エピストクラシー色の強いものへと変化し、それがエピストクラシー論で受容されることで、参政権くじ引き制はエピストクラシーとみなされるに至ったのである。

3. なぜエピストクラシーであると考えべきではないのか

本節では、参政権くじ引き制をエピストクラシーとみなすべきではないことを論じる。

3.1. エピストクラシーの再定義

前節で見たように、参政権くじ引き制がエピストクラシーとみなされるのは、「最も有能な者を育成し」、彼らのみを参加させるからだ（López-Guerra 2014: 26）。

しかしながら、この理由付けには疑問がある。第一に、一般にエピストクラシーであると言えるためには、①試験などを通じて知者が特定され、②それに基づいて影響力が付与される必要があるように思われる。実際、制限選挙など、参政権くじ引き制以外のエピストクラシーは、この条件を満たしている。それに対し、参政権くじ引き制は、投票権を付与した上で訓練を施し、訓練の前後で十分な知識を得ているかどうかを確認することもない。このように、参政権くじ引き制は、①試験などを通じた知者の特定と②それに基づく影響力付与という基本的な要素を持たず、エピストクラシーとしてはあまりにも異質である。

第二に、参政権くじ引き制をエピストクラシーに含めると、代表制デモクラシーとの区別が不明瞭になる。参政権くじ引き制における能力開発訓練は、長くても1週間程度の情報提供プログラムへの参加であり（Ibid.: 46）、全有権者にそれを課すことは不可能ではない⁽⁶⁾。実際、ロー

(5) ただし、ブレナンは、参政権くじ引き制の文脈では、専ら著書（López-Guerra 2014）を参照しており、論文（López-Guerra 2011）を参照しているのは、管見の限り、「知者の拒否権を採用した普通選挙制」の節の1箇所のみである（Brennan 2016: 262n15 = 2022: 下巻146n15）。

(6) ローペス＝ゲーラは、参政権くじ引き制が安上がりであることを示すために、あえて1週間という長い期間設定を提示したと思われるが、情報提供プログラムへの参加は、「熟議の日」のように、1日だけでも十分かもしれない。実際、2006年に全ギリシャ社会主義運動（PASOK）がマルーシの市長選候補を選ぶため

バス＝ゲーラは、普通選挙の下で、選挙前に有権者が小グループに分かれて1日かけて熟議する「熟議の日 (Deliberation Day)」構想 (Ackerman and Fishkin 2005 = 2015) に対して、費用が安く済むという理由で、参政権くじ引き制を擁護する (López-Guerra 2014: 45-6)。無作為抽出された人だけを教育し、投票させるのは、費用の節約という便宜的な理由によるもので、費用を除けば、情報提供プログラム付きの普通選挙と参政権くじ引き制は等価である。

それでは、情報提供プログラムへの参加を全有権者に課す普通選挙は、エピストラシーなのだろうか。もし、そうだとすれば、そのようなエピストラシーに、それがエピストラシー的であるという理由で反対する人はほとんどいないだろう。また、情報提供プログラム付きの普通選挙は、情報提供プログラム以外は現状との違いがなく、代表制デモクラシーとの境界が曖昧である。

したがって、代表制デモクラシーとの区別のために、エピストラシーは能力に基づく選別の要素を持つことを条件とすべきであると考えられる。そこで、以下の定義を提案する。

エピストラシー：試験などの判別手段を用いて、一部の人々を知者として特定し、それに基づいて、知者により多くの影響力を与える立法システム

この定義では、参政権くじ引き制や情報提供プログラム付きの普通選挙は、エピストラシーに含まれない。なぜなら、どちらの制度も、試験などを通じて知者を特定し、それに基づいて影響力を付与するものではないからである。

参政権くじ引き制における無作為抽出と情報提供のプロセスは、能力に基づく選別とは似て非なるものである。参政権くじ引き制をエピストラシーに含めようとする、情報提供プログラム付きの普通選挙のような民主的な制度もエピストラシーになってしまう⁽⁷⁾。概念的な混乱を避けるために、能力に基づく選別をエピストラシーの条件とし、参政権くじ引き制はエピストラシーから排除すべきである。

に行った討論型世論調査では、参加者同士の熟議から最後の投票まで、1日で終えている (Fishkin 2009: 9-10 = 2011: 24-5, López-Guerra 2011: 228)。プログラムが1日限りであれば、情報提供プログラム付きの普通選挙もそれほど非現実的ではないかもしれない。

(7) 有権者全員またその一部に情報提供プログラムへの参加を義務づけることには、倫理的な問題があるかもしれない。しかしながら、それは強制的な制度一般に伴う問題であり、同様の懸念は抽選制議会や裁判員制度などに対しても生じる。他方、第1節で見たように、エピストラシーに対して提起されるのは、人口構成に基づく反論や公正・平等に基づく批判であり、エピストラシーが能力に基づく選別を伴うことから生じる批判である。したがって、生じうる批判から考えても、参政権くじ引き制や情報提供プログラム付きの普通選挙は、エピストラシーと区別されるべきである。

3.2. ブレナンの修正

この点に関して興味深いのは、ブレナンの変化である。ブレナンは、参政権くじ引き制をエピストラシーの一種と捉える当初の見解を変更したとも取れる記述をしている。

第一に、ブレナンは後の論文において、疑いの余地なくエピストラシーとみなされるように、ローペス＝ゲーラの元の提案にはなかった修正を参政権くじ引き制に加えている (Ingham and Wiens 2021: 344)。

5. 参政権くじ引き制：選挙の直前に、何千人もの市民が無作為抽選で選ばれて予備投票者となる。これらの予備投票者はその後、投票権を得ることができるが、それは、一定の能力開発訓練に参加し、合格する (*pass*) 場合のみである (López-Guerra 2014)。(Brennan 2018: 55; 傍点原文イタリック)

上記のブレナンの定式化を、「はじめに」で見た参政権くじ引き制の定義と比較してほしい。ローペス＝ゲーラの原案では、投票資格を得るためには、(1) 予備投票者として無作為抽出され、(2) 能力開発プロセスを経るだけで良かった。それに対し、ブレナンの修正版では更に、(3) 試験に「合格する (*pass*)」ことが条件に加えられている⁽⁸⁾。この「試験付き参政権くじ引き制」は、ローペス＝ゲーラの原案とは異なり、試験を通じて知者を特定するため、エピストラシーの一種である。

ブレナンがこのような修正を施したという事実は、彼自身も、元の参政権くじ引き制がエピストラシーではないと考えるようになったことを意味しているかもしれない。

なお、試験付き参政権くじ引き制は、エピストラシー批判を回避できない。試験に合格しない人は、特定の人口統計的集団に偏る可能性があるため、「人口構成に基づく反論」を回避できない (Ingham and Wiens 2021: 344-5)。非道具的価値の観点からの批判も同様である。試験による選挙権排除は、公正や平等の観点で問題がある。

第二に、ブレナンは、デモクラシー論者であるランデモアとの討論本において、抽選制議会をベースとしたランデモアのデモクラシー構想が、「クラウディオ・ローペス＝ゲーラとアレクサンダー・ゲレーロが提唱したロトクラシー的なアイデアと、様々な形の公共的熟議を組み合わせたものである」と指摘している⁽⁹⁾ (Brennan and Landmore 2022: 269)。この指摘は、参

(8) インガムとウィーンズは指摘していないが、『アゲインスト・デモクラシー』の段階では、「合格する (*pass*)」という文言は挿入されていない (Brennan 2016: 15 = 2022: 上巻24)。

(9) なお、その際に参照されるのは、ローペス＝ゲーラの著書 (López-Guerra 2014) ではなく、参政権くじ引き制を「普通選挙の民主的な代替案」とする元論文の方 (López-Guerra 2011) である。ランデモア (Landmore 2020) はローペス＝ゲーラの研究を参照していないので、参政権くじ引き制をロトクラシーと結びつけるのはブレナンのアイデアだろう。ランデモアの構想については、山口 (2022) を参照。

政権くじ引き制をロトクラシーと結びつけるとともに、それがデモクラシーと親和的であることを認めるものとも解釈できる。

こうしたブレナンの変化は重要である。エピストクラシーに関する議論は、基本的にブレナンが提示したエピストクラシーのリスト (Brennan 2016: 15 = 2022: 上巻23-4) に沿って行われている。参政権くじ引き制がエピストクラシーとされるのは、ブレナンがそう主張したからであり、そうでなければ、それがエピストクラシーとみなされることもなかったであろう。したがって、ブレナン自身も立場を変更した以上、参政権くじ引き制をエピストクラシーとして扱う文脈的な理由も存在しない。

4. 参政権くじ引き制に対する批判

本節では、福家(2019: 86-9, 2022: 144-7)による、社会的平等の観点からの批判を取り上げる。この批判を扱うのは、それが参政権くじ引き制をエピストクラシーとして扱い、ロトクラシーとは似て非なるものとみなすものだからである。福家の批判に応答することで、参政権くじ引き制はロトクラシーの一種として理解すべきであることを示す。

4.1. 福家の批判

福家は、参政権くじ引き制を「育成型のエピストクラシー」と呼び、「ロトクラシー」と明確に区別する。

ロトクラシー (lottocracy) : 最終的な政治的意志決定、あるいは、最終的な政治的意志決定を行う代表者の選出に対する零の影響力を、政治共同体の構成員に対して、平等に分配する政治体制。(福家2019: 45)

育成型のエピストクラシー : 有権者の選出に対する零の影響力を、政治共同体の構成員に対して、平等に分配する政治体制。(Ibid.: 87; 傍点原文)

すなわち、福家の定義では、ロトクラシーは政策コイントスと抽選制議会を指し、参政権くじ引き制はエピストクラシーの一種として扱われる。

その上で、福家は、政治的影響力の平等を要請する社会的平等の観点から、前者を批判しつつ、後者を擁護する。福家によれば、代表制デモクラシー、抽選制議会、参政権くじ引き制は、それぞれ以下の影響力の平等を実現する。

代表制デモクラシー：公職者を選出する正の影響力の機会⁽¹⁰⁾ (X)

抽選制議会：公職者を選出する零の影響力 (Y)

参政権くじ引き制：Xへの零の影響力

まず、代表制デモクラシーと抽選制議会を見てみよう。それらが実現する「Xの平等」と「Yの平等」は、「公職者選出への影響力の平等」を実現するという点で同等である。したがって、「Xの平等」が社会的平等にとって十分ならば、「Yの平等」も同様である。

他方、参政権くじ引き制は、社会的平等を実現しない。なぜなら、参政権くじ引き制は「Xへの零の影響力の平等」を実現するが、X自体は不平等に分配されるからである。つまり、参政権くじ引き制は「見かけ上の平等を装うが、実のところ、社会的平等にとって重要な平等の達成に失敗している」(Ibid.: 88)。

4.2. 批判への応答

しかしながら、福家の批判には、社会的平等にとって「公職者選出への影響力の平等」が必要十分であるという論証が欠けている。社会的平等に必要とされる影響力の平等の種類によって、許容される政治制度は変化する。そして、政治的影響力の平等が問題となる次元としては少なくとも、「立法」、「公職者選出」、「(公職者選出のための)投票者選出」の3つがある。

第一に、社会的平等には「立法への影響力の平等」が必要だとすると、許容されるのは直接デモクラシーか政策コイントスのみである。代表制デモクラシーも抽選制議会も、公職者とそれ以外の人々の間に影響力の不平等があるため、正当化されない。

第二に、「公職者選出への影響力の平等」が必要だとすると、先述の通り、代表制デモクラシーと抽選制議会が許容される。しかしながら、注意しなければならないのは、参政権くじ引き制だけでなく、フランスの上院選などで採用される間接選挙も、この基準では許容されないということである。なぜなら、間接選挙では、投票者とそれ以外の市民の間に、著しい公職者選出への影響力の不平等が存在するからである。

第三に、「(公職者選出のための)投票者選出への影響力の平等」が必要だとすると、参政権くじ引き制と間接選挙が許容される。なぜなら、前者は「投票者選出への零の影響力」を平等分配し、後者は「投票者選出への正の影響力の機会」を平等分配するからである。

したがって、これらのうち、「公職者選出への影響力の平等」を基準とすべきだという論証がない限り、社会的平等の観点から、参政権くじ引き制を排除することはできない。そして、その論証は困難を極める。なぜなら、ある影響力の平等に基づく社会的平等論が成り立つため

(10)「正の影響力の機会とあるのは、実際に投票を行って影響力を行使するかどうかは、各人の自由に任されているからである。」(福家2022: 17n14; 傍点原文)。

には、その影響力の平等が、社会的平等にとって「経験的な必要」条件でなくてはならないからである (Ziliotti 2020: 423-4)。しかしながら、参政権くじ引き制において、投票者は選挙ごとに入れ替わるので、ある選挙で選挙権を得た人と得なかった人の間で、実際に社会的不平等が生じるとは考えにくい。また、参政権くじ引き制における投票者と非投票者の関係が社会的平等の観点で問題となるならば、影響力の格差が遥かに大きい、抽選制議会における代表者と被代表者の関係も同様に問題になるはずである。

更に、「公職者選出への影響力の平等」を基準として参政権くじ引き制を退けるには、間接選挙も否定しなくてはならない。しかしながら、間接選挙が社会的平等に反するというのは反直観的である。フランスは上院選で間接選挙を採用しているが、それゆえにフランスの社会は不平等だということになるだろうか。

結局のところ、参政権くじ引き制と抽選制議会の差異は、間接選挙と直接選挙の差異と同程度のものである。参政権くじ引き制をエピストクラシーと呼ぶことは、間接選挙をエピストクラシーと呼ぶのと同じことだ。間接選挙を代表制デモクラシーの一種とみなすことが可能ならば、参政権くじ引き制をロトクラシーの一種とみなしても差し支えない。

おわりに

本稿では、参政権くじ引き制をエピストクラシーとみなす通説に反対し、それをロトクラシーの一種とみなすべきだと論じた。

第1節では、参政権くじ引き制が多くの批判に免疫を持つために、エピストクラシー論において注目されていることを指摘した。第2節では、参政権くじ引き制がエピストクラシーとみなされた背景に、ローペス＝ゲーラの記述の変化があったことを指摘した。第3節では、代表制デモクラシーと区別するために、エピストクラシーは能力に基づく選別の要素を必要とし、それに基づけば、参政権くじ引き制はエピストクラシーではないこと、そして、ブレナンもそのことを認めている節があることを指摘した。第4節では、参政権くじ引き制を「育成型のエピストクラシー」とみなす福家の批判に応答し、参政権くじ引き制をロトクラシーの一種とみなすべきだと論じた。

本稿の貢献は二つある。一つは、参政権くじ引き制をエピストクラシーではなく、ロトクラシーの一種として位置づけ直したことである。参政権くじ引き制は、エピストクラシーとみなされることで不当な批判に晒されてきた。ロトクラシーの一種として位置づけ直すことは、その正当な評価に資するはずである。また、参政権くじ引き制を取り入れることは、ロトクラシーの議論をより豊かなものにすると考えられ、本稿はその契機となりうる。

もう一つは、能力に基づく選別を含むものとして、エピストクラシーを再定義したことである。参政権くじ引き制をエピストクラシーに含めることは、エピストクラシーを不当に強化するだけでなく、代表制デモクラシーとの境界を不明瞭にしてきた。参政権くじ引き制を含まない仕方

でエピストクラシーを再定義することで、概念的な混乱を避け、明晰な議論が可能となる。

謝辞

本稿の草稿については、福家佑亮さんと發田颯虎さんから詳細なコメントをいただいた。また、2名の匿名査読者の先生方から、本稿の明確化に資する重要なご指摘をいただいた。本稿の執筆に際し、お世話になった全ての方々に心より御礼申し上げる。

※本稿は上廣倫理財団令和3年度公募研究助成「選挙＝代表民主政パラダイムの批判的検討—理論と実証の両面から」の成果の一部である。

参考文献

- Ackerman, B. and Fishkin, J. S. (2005). *Deliberation Day*. Yale University Press. 川岸令和、谷澤正嗣、青山豊訳(2015)『熟議の日——普通の市民が主権者になるために』早稲田大学出版部。
- Brennan, J. (2016). *Against Democracy*. Princeton University Press. 井上彰、小林卓人、辻悠佑、福島弦、福原正人、福家佑亮訳(2022)『アゲインスト・デモクラシー(上・下)』勁草書房。
- Brennan, J. (2018). “Does the Demographic Objection to Epistocracy Succeed?,” *Res Publica*, 24: 53–71.
- Brennan, J. (2022) “Giving Epistocracy a Fair Hearing,” *Inquiry*, 65(1): 35–49.
- Brennan, J. and Landmore, H. (2022). *Debating Democracy: Do We Need More or Less?* Oxford University Press.
- Estlund, D. M. (2008). *Democratic Authority: A Philosophical Framework*. Princeton University Press.
- Fishkin, J. (2009). *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation*. Oxford University Press. 曾根泰教監訳・岩城貴子訳(2011)『人々の声が響き合うとき——熟議空間と民主主義』早川書房。
- Fumagalli, C. (2023) “Stability in Liberal Epistocracies,” *Social Epistemology*, 37: 1, 97–109.
- Gastil, J. and Wright, E. O. (2019). *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*. Verso.
- Guerrero, A. A. (2014). “Against Elections: The Lottocratic Alternative,” *Philosophy & Public Affairs*, 42(2): 135–78.
- Ingham, S. and Wiens, D. (2021). “Demographic Objections to Epistocracy: A Generalization,” *Philosophy & Public Affairs*, 49(4): 323–49.
- Landmore, H. (2020). *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*. Princeton University Press.
- López-Guerra, C. (2011). “The Enfranchisement Lottery,” *Politics, Philosophy & Economics*, 10(2): 211–33.
- López-Guerra, C. (2014). *Democracy and Disenfranchisement: The Morality of Electoral Exclusions*. Oxford University Press.
- Malcolm, F. (2022). “Epistocracy and Public Interests,” *Res Publica*, 28: 173–92.
- Méndez, M. P. (2022). “An Epistemic Problem for Epistocracy,” *Social Epistemology*, 36(2), 153–66.
- Umbers, L. M. (2021). ‘Against Lottocracy’. *European Journal of Political Theory*, 20(2): 312–34.
- Ziliotti, E. (2020). “Democracy’s Value: A Conceptual Map,” *The Journal of Value Inquiry*, 54: 407–27.
- ヴァン・レイブルック, D. (2019[2013]). 岡崎晴輝, D. ヴァンオーヴェルベーク訳『選挙制を疑う』法政大学出版局。
- 岡崎晴輝(2022). 「選挙制・任命制・抽選制」瀧川裕英編『くじ引きしませんか? ——デモクラシーからサバ

イバルまで』信山社：61-108.

瀧川裕英 (2021). 「世界はくじを引いている——くじ引き投票制の可能性」『法と哲学』7: 23-49.

瀧川裕英 (2022). 「くじ引き投票の可能性」瀧川裕英編『くじ引きしませんか？——デモクラシーからサバイバルまで』信山社：109-67.

福家佑亮 (2019). 「デモクラシーを支えるもの」『実践哲学研究』42: 35-98.

福家佑亮 (2022). 「デモクラシーの哲学的基礎づけについて」博士学位請求論文（京都大学）。

山口晃人 (2020). 「ロトクラシー——籤に基づく代表制民主主義の検討」『政治思想研究』20: 359-92.

山口晃人 (2022). 「『開かれた民主主義』の批判的検討」『相関社会科学』30/31: 93-7.